議案第29号

愛西市火災予防条例の一部改正について

愛西市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年9月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象 火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正 に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市火災予防条例の一部を改正する条例

愛西市火災予防条例(平成17年愛西市条例第148号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。 第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。 第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項 第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第1厨房設備の項を次のように改める。

厨気不開放式	組込型 14kW以下	100 15	15 15	注:機器本体
房体燃	こん	注	注	上方の側方
設燃以	ろ・グ			又は後方の
備料外	リル付			離隔距離を
	こん			示す。

据置型 21kW以下 80 0 - 0 固不 木炭を燃料炭火焼 - 100 50 50 50 60 体燃とするものき器 燃以料外 不 木炭を燃料炭火焼 - 80 30 - 30 燃とするものき器 250 200 300 200 されない 800℃以上のもの 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	不燃	・ドこ、ビト ・ル ・ドこる型ジ型んグ付んグルんキネ型んグ付んグルころ型ジ型んグ付んグルんキネ型んグ付んグルころ はW以以 下 下	100	<u>15</u> 20	1 5	15 注 0	
体燃とするものき器 燃以料外 不木炭を燃料炭火焼 燃とするものき器 上記に分類 使用温度が — 250200300200 されない 800℃以 もの 上のもの		ンジ					
燃 とするもの き器 上記に分類 使用温度が — 250200300200 されない 800℃以 上のもの	体燃とするものき機以		100	5 0	5 0	5 0	
されない 800℃以 もの 上のもの			80	3 0		3 0	
使用温度が	されない 800 もの 上のも	℃以 の					

300℃以 上800℃ 未満のもの					
使用温度が 300℃未 満のもの	100	5 0	100	5 0	

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の愛西市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例 第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のう ち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかか わらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。